

65歳を迎える御家族を扶養している方へ

被扶養者の収入の確認をお願いします！

65歳になると多くの場合、老齢基礎年金の支給が開始するなど年金の受給開始や年金額の変動により収入が大きく変動します。認定限度額を超過した場合には、被扶養者の資格を喪失しますので、下記の点に御注意ください。

〇年金の決定・改定・年金額変更の通知書が届いたら、確認しましょう

60歳以上の者、又は障害年金を受けられる程度の障害を有する者の「認定限度額」は180万円未満です。

年金の決定、改定に係る通知書等が届いた場合には、「収入」の確認をお願いします。年額が合計180万円以上になった場合には、被扶養者の資格を喪失します。

※ 「収入」とは、年金、給与、個人年金など御家族自身が受け取るすべての収入をいいます。

※ 年金は、通知された年金額が年額180万円以上の場合、その通知を受けた日から被扶養者の資格を喪失します。

〇別居している家族を扶養している場合の要件とは

別居している親族（父母、祖父母、兄弟姉妹、孫）を被扶養者として認定する場合、認定対象者の「総収入額」の1/3以上の額を組合員が認定対象者に対し送金をしていることが認定要件となります。

認定対象者の収入が増加し、送金額の割合が「総収入額」の1/3未満となった場合は、被扶養者の資格を喪失しますので、速やかに取消しの手続きをお願いします。

総収入額	=	認定対象者の収入額	+	組合員の送金額	+	組合員以外の方の送金額	+	別居先家族の認定対象者に対する生活費負担額
------	---	-----------	---	---------	---	-------------	---	-----------------------

※ 被扶養者の認定要件に該当しなくなった場合には、速やかに取消しの手続きをしてください。